

平成 23 年

# 厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

# 平成23年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

平成23年3月29日（火）午前10時開会

---

出席議員 13人

1番		太	田	洋
2番	(議長)	松	田	則 康
3番		石	井	芳 隆
4番		前	田	多 賀 子
5番		寺	岡	ま ゆ み
6番		佐	藤	知 一
7番		難	波	達 哉
8番	(副議長)	森	川	絹 枝
9番		小	島	総 一 郎
10番		小	倉	英 嗣
11番		渡	辺	基
12番		岩	澤	敏 雄
13番		村	上	俊 光

---

欠席議員 なし

---

説明のための出席者

管 副 副 会 事 事	管 管 管 計 務	理 理 理 理 局 局	者 者 者 者 長 長	小 山 大 宮 高 篠 市	林 田 矢 台 橋 崎 川	常 登 明 修 雄 雅	良 夫 功 一 司 章
----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------

---

事務局出席者

書 書	記 記	甘 三	利 武	孝	勉 尚
--------	--------	--------	--------	---	--------

---

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定
- 2 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 3 一般質問
- 4 議案第1号 平成22年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）
- 5 管理者施設方針
- 6 議案第2号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計予算

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	小 倉 英 嗣	(1) 組合事務局について ア 事務局体制について ア) 事務局職員の人数は適正か。 (2) ごみ中間処理施設について ア ごみの資源化との関連について ア) ごみの資源化を進めればごみ焼却施設はどうなるのか。	5
2	村 上 俊 光	(1) 最終処分場の整備に向けて ア 今後の施設整備のスケジュールについて ア) 今後進められる手続きのあり方について イ) 施設周辺の住民との信頼関係について ウ) 最終処分場の埋立計画の担保について イ 災害対策の強化について ア) 想定される災害事故について イ) 災害対策を強化する考えは。	8

---

## 議 長 諸 報 告

- 9月1日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（8月分）
- 11月1日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（9月分）
- 11月16日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員8人が川越市資源化センターの視察を行った。
- 12月6日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（10月分）
- 12月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（11月分）
- 1月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（12月分）

- 2月4日 平成23年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 2月25日 議会運営委員会委員長から、平成23年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。
- 3月1日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（1月分）  
定期監査結果報告
- 3月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成23年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成23年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。  
議案第1号～第2号 2件
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 
- 

#### 本日の付議事件

- 1  
く 議事日程に同じ  
6
- 
-

○松田則康議長 ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成23年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。渡辺基議員、岩澤敏雄議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

---

○松田則康議長 日程1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

○松田則康議長 日程2「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付してありますとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

---

○松田則康議長 日程3「一般質問」を行います。

通告に従い、順次質問を許します。小倉英嗣議員。

○10番 小倉英嗣議員 それでは私は、2項目についてお伺いをいたします。

まず1項目めではありますが、組合事務局についてであります。

事務局体制についてではありますが、事務局職員の人数は適正かをお伺いいたします。

次は、ごみ中間処理施設についてでありま

す。

ごみの資源化との関連についてであります。各市町村では資源化に向けて積極的な取り組みをされていると思いますが、資源化を進めることで焼却施設規模にどのように影響があるのかをお伺いいたします。

○小林常良管理者 おはようございます。ただいま小倉英嗣議員から、組合事務局について、事務局体制について、事務局職員の人数は適正かとお尋ねでございますが、事務局職員につきましては、一般廃棄物(ごみ)の共同処理に関する経費の負担及び派遣職員に関する覚書及び職員の派遣協定書に基づき、構成市町村からの派遣職員で、施設整備に向けた諸計画の策定や組合の適正な運営に努めることはもとより、組合議会及び監査の事務につきましても執行しておりますので、現在の事務局職員の人数は適正であると認識しております。

今後、事業の進捗により事務量等が増大する場合は、派遣職員数につきましては、構成市町村間で協議を行い、適正配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ中間処理施設について、ごみの資源化との関連について、ごみの資源化を進めればごみ焼却施設はどうなるのかとお尋ねでございますが、循環型社会の形成に向けて、ごみの資源化や減量化につきましては、構成市町村が積極的に取り組んでいる状況でございます。

なお、組合が整備いたしますごみ焼却施設の施設規模につきましては、平成20年3月に策定しました厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画におきまして、日量290トン程度を想定しております。今後策定いたします中間処理施設施設整備基本計画におきまして、国の方針及び構成市町村の資源化や減量化の実績値を踏まえた上で、施設規模などを最終決定してまいります。

以上でございます。

○10番 小倉英嗣議員 それでは、再質問させていただきます。

まず事務局の体制、職員数については、派

遣職員に関する覚書と協定書によって定めているとの答弁をいただいたところでございますが、そこで、一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する経費の負担及び派遣職員に関する覚書の内容についてお伺いしたいと思えます。

**○篠崎雄司事務局長** ただいまの一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する経費の負担及び派遣職員に関する覚書、その中の職員の関係でございますが、組合設立前の平成16年1月15日に構成市町村間で締結し、派遣職員に関しましては、平成16年度から23年度までの市町村の派遣職員を定めたものでございます。

この23年度と申しますのは、当初の計画が中間処理、最終処分場ともに24年稼働を目指しておりましたので、それへ向けての想定をいたしましたものでございます。

それで、人数についてもピーク時につきましては13人という形で協定書の中で確認してございまして、この環境施設組合の定数条項におきまして、これをもとに13人以内と定めております。

そして、このピーク時の13人の内訳でございますけれども、まず厚木市から9人、愛川町から3人、清川村から1人ということで、これが最大値でございますので、愛川町さんについてはこの時点で最大でも3人の職員の派遣、清川村さんについては最大でも1人の派遣ということにされております。今後、事業が進捗いたしますと、それへ向けまして、その年度ごとの派遣職員の人数につきましては構成市町村間でご協議をしていただきながら進めていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

**○10番 小倉英嗣議員** わかりました。ピーク時には13人になるということですね。認識不足だったのかなというふうに思っていたんですが、事務局は7人の体制で最後までいくのかなというふうに思っておりましたので、こうやってお伺いをしたんですが、進捗状況によっては、今後13人までふやしてまいりたいということですね。そのときには、清川村さんは現状で1名なんです、愛川町は

1名の増の3名で、あと厚木市さんが9名という体制ということで理解をいたしました。

次なんです、焼却施設の関係でありますけれども、平成20年3月に策定した実施計画では日量290トン程度の想定をされているということでありますけれども、今後、国の方針や構成市町村の実績値を踏まえた上で最終決定をしていきたいという答弁をいただいたところであります、そこで、構成市町村が減量化を進めていきますと、この290トンという数字が変わってくる。もっと下がる可能性が出てくるわけですね。

そこでちょっとお伺いをしたいんですが、減量化が進んだ場合、国の交付金の条件があると思うんですけれども、交付要綱、ごみ中間処理施設建設に対する国の交付金の交付条件について伺っておきたいと思えます。

**○篠崎雄司事務局長** ごみ中間処理施設建設に関する国の交付金の交付条件ということでございますが、国の補助制度につきましては、組合の設立時におきましては廃棄物処理施設整備費国庫補助金という名称でございまして、交付条件は、ごみ処理施設の施設規模が原則として日量100トン以上ということでございました。国におきましては、廃棄物処理施設整備費国庫補助金制度を廃止し、平成17年度から循環型社会形成推進交付金制度を創設いたしました。

本交付金の交付条件につきましては、交付要綱において、人口5万人以上、または面積400平方キロ以上の市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体であること。それと交付取扱要綱においては、発電効率または熱回収率が10%以上であること及び廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。これらの条件がつけられておりますので、今後組合で詰めます中間処理施設につきましてもこれらの条件をもとに考えていくということになります。

**○10番 小倉英嗣議員** わかりました。日量100トン以上ですね。それか人口5万人以上か面積が400平方キロ以上ということですね。それと発電効率または熱回収率が10%以

上ということですね。

これはほっとしたといいますか、安心したんですが、面積では構成市町村の合計は199.41平方キロですけれども、人口が27万2798人ということで、この人口で5万人以上がクリアできるということでもありますね。

もともと広域でのごみ処理を計画するに当たっては、ダイオキシンの問題が大きいかかわっていると思うんですね。当初はナノ単位、10億分の1の単位で排出が認められていたんですけれども、その後、有害なダイオキシン、特に石油系から出るダイオキシンなんですけれども、塩化ビニルが一番有害とされておりますけれども、この中で人体及び生態系へ影響を及ぼすと言われております単位がナノからピコに。世界の基準はたしか4ピコですね。1兆分の4グラムあるいは4ccだったかと思うんですけれども、それぞれの市町村の対応はもうほとんど困難ということで、これをクリアしていくためには、やはりある程度の施設をつくっていかねば無理なんではないかということから、組合による焼却を考えていくことになったかと思うんですね。4ピコは、当然発がん性と内分泌攪乱化学物質、環境ホルモンと言われておりますけれども、この2つが大きくかかわっているわけですね。

その後の技術の進歩は大変目覚ましいものがございまして、燃やして有害なダイオキシンを発生させるのではなくて、そういう石油系の廃プラスチックは燃やさないという考え方ですね。考え方としては幾つかあるんですが、1つは、もとの原料に戻していこうということで、簡単に軽油やガソリンに戻すことができる技術、そういうものが1つあります。

それから、JFEが考えた硫安。肥料なんですけれども、窒素肥料の製造もやっていたんですが、最近見かけなくなったのは、多分原料の調達が思うように進んでいないのではないかなと思われるんですが、こういった技術もありますね。これは実用化されている技術なんです。これは廃プラスチックを分別するこ

となく、含まれているものを分別しないで、まざっているものすべてから、塩ビだけではないんですが、硫安をつくることできる。

それからもう1つは、鉄鋼メーカー等では、炉の還元剤として非常に有効な活用ができるということがあるわけですね。

そこで、4ピコの基準があるんですが、当然これをクリアする施設ができていくわけですけれども、それでも、このダイオキシンについては、大気には3割、それから肺の中に7割が含まれてしまうという現実はあるわけです。熔融スラグ、例えばガス化熔融の施設で設計されたとしても、熔融スラグの中に封じ込めるという形で、これは道路敷の原料等に使うこともできるんですけれども、飛灰の中にも当然7割の有害ダイオキシンというのは含まれてくるわけですね。

そうしますと、私が一番心配しておりますのは、最終処分場の問題になってくるわけですけれども、この飛灰について当然処分場に運ばれてくることになりまうね。今回の東北関東大震災に見られますように、想定できない自然の破壊力といいますか、そういったものが働いてしまうことは、今後も否めないのではないかなというふうに思うわけです。

そこで、清川村さんが最終処分場の受け入れを、次は愛川町が受け入れをしていくわけですけれども、要望とさせていただきたいと思うんですが、こういった新しい技術の開発がどんどん進んでおりますし、今は環境ビジネスということで企業も相当力を入れて取り組んでおりますので、資源化に向けてぜひ考えていただければなというふうに思うんですね。

当然290トン想定しているわけですけれども、こういった資源化が進んでいきますと、燃焼するごみ量は減っていきますけれども、日量100トン以上で交付金を受けることができるということでもありますので、ざっと3分の1になっても可能ということですね。

実は、最近このプラスチックについては、生分解性プラスチック、でん粉を原料としたポリ乳酸からつくるんですが、こういったも



のも最近の傾向としてはプラスチックの中にふえてきているのかなというふうに思うんですね。パソコンボディなんかについても、最近ではポリ乳酸を使った生分解性プラスチックがふえてきているようです。これはもともとでん粉ですので、埋めれば自然分解しますし、再資源化することも十分可能なんですね。

私もちょっと畑をやっております、この生分解性プラスチックが農業関係にも結構普及してきているんですね。使っておりますけれども、価格も余り高くないんですね。2倍はしない程度まで下がってきておりますので、プラスチックといたしましても石油系のプラスチックであったり、あるいはでん粉を原料とした生分解性プラスチックがありますので、分別さえできれば資源化が十分可能のかなというふうに思います。そのことによって、中間処理施設を受け入れる地元、あるいは最終処分場を受け入れる清川村さん、または愛川町ですけれども、受け入れがしやすくなっていくのではないかなというふうに思っております、今回こういった質問をさせていただいております。

この問題につきましては、今後進めていく中で十分に検討をしていただきますように強く要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

**○篠崎雄司事務局長** 先ほどの国の基準でございますが、当初の補助金制度のときには日量100トンというものがございまして、そのお話をさせていただいたんですが、現在では循環型社会形成推進交付金制度という形で変わりました。今現在は、人口5万人以上または400平方キロ以上、それと熱回収または発電効率が10%ということでございます。ちょっと言葉が足りませんで、失礼しました。

それと、いろいろお話しいただきまして、ありがとうございます。資源化の関係については、小倉議員ご承知されておおり、構成市町村の役割ということでございます。また我々のほうも機会があれば、今回そのよう

なご要望があったことはお伝えさせていただきたいと思っております。

その中で、厚木市が今現在の環境センターのほうで25年度から愛川町さんのごみも受け入れてという形で今進めていらっしゃいますけれども、その中で、搬入されるごみの内容物。例えば厚木市の場合は今容器包装の関係もやっておりますけれども、そういう形のもので統一されてくると思います。それらが第1段階になりまして、それらと並行してといいますか、我々のほうもその後の中間処理施設の関係の計画が進められるわけでございますけれども、それらを考えながら、今お話しとの関係、今後の処理方式も、現在は焼却プラスチック化溶解等3方式決まっておりますけれども、この近隣の状況でも少し違う様子もございまして、いろいろ検討しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○10番 小倉英嗣議員** ありがとうございます。国の交付金、100トン以上も、今は改正があったということですね。100トン以下であっても可能ということですかね。

そういうことになりますと、当然290トン想定して今進めているんですが、資源化を進めていけば、ごみ量は相当減量が可能になりますよね。これは好ましいことだというふうに思うんですね。これには構成している3市町村の取り組みが大きな課題となっておりますけれども、心配している有害なダイオキシンを発生させない中間処理施設、あるいは最終処分場がもしできるとすれば、これは非常に望ましいことだと思いますので、ぜひそういったことに力を入れて進めていただければなというふうに思います。ありがとうございました。

以上で終わります。

**○松田則康議長** 村上俊光議員。

**○13番 村上俊光議員** 皆さん、おはようございます。清川村議会から選出の村上でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせてい

たきます。

冒頭、東日本大震災に哀悼の意を表しましたけれども、改めまして被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、これから復興も長い道のりになるかと思っておりますけれども、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

こうした非常時でございますので、管理者、副管理者を初めとした構成自治体の関係の皆様、そして議員各位もこれから地震関係の喫緊の対応が求められておりますので、時間も限られております。今回この一般質問も、私、控えようかと思ったんですけれども、意思決定機関である議会としての責務、そして構成自治体の環境に対する安全体制をつくり上げます循環型社会形成のための本当の土台づくりの時期であります。流動的に物事を決めてはとの思いでございます。失礼ながらお時間をいただきまして、端的、率直に施設整備について基本的な見解を質問させていただきます。

以下まとめますけれども、今回は、大きくは主に最終処分場の整備について伺うものでございます。

大きな1点目といたしまして、ここで最終処分場施設整備に向けて、地元との覚書、そして基本協定も交わされ、生活環境影響調査も着手された中で、今後の施設整備のスケジュールについて伺うものでございます。

小項目3点になりますけれども、(ア)といたしまして今後進められる手続のあり方について、(イ)といたしまして施設周辺の住民との信頼関係について、(ウ)としまして最終処分場の埋立計画の担保についてということになります。

次に、大きな2点目になりますけれども、今回の大震災、これは大地震が起こって、それを起因とする大津波により予想を超えた想定外の大震災となったわけでもございます。先行している最終処分場施設整備に向けて、改めて災害にどのように対処していけるのか。災害が起こった場合、最低限の被害にとどめるために、施設及び施設周辺の災害対策

の強化について伺うものでございます。

こちら小項目2点になりますけれども、(ア)想定される災害事故についてどのような認識を持っていらっしゃるのか、(イ)といたしまして今回の大震災で災害に対する基準の見直しも考えられると思っておりますけれども、災害対策を強化するお考えについてお尋ねをします。

以上になりますけれども、よろしくお願いたします。

**○小林常良管理者** ただいま村上俊光議員から、最終処分場の整備に向けて、今後の施設整備のスケジュールについて、今後進められる手続のあり方についてとのお尋ねでございますが、清川村に設置いたします最終処分場につきましては、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査に着手しておりますが、平成23年度におきましては、引き続き本調査を実施するとともに、保安林の法規制解除等の手続を進めてまいります。

なお、これらの規制が解除または許可されることが明確になりましたら、用地取得や実施設計に取り組み、平成28年度の稼働を目指してまいります。

次に、施設周辺の住民との信頼関係についてとのお尋ねでございますが、施設周辺の住民の皆様は、平成18年6月30日に柿ノ木平地区最終処分場施設設置に伴う周辺整備等委員会を結成されましたので、組合といたしましては、各種事業の節目ごとに事業内容などをご報告させていただいております。

なお、昨年12月には、最終処分場施設整備に係る基本協定書を締結し、現在、生活環境影響調査に取り組んでおります。

今後も、今まで築き上げてまいりました信頼関係をより一層強化し、建設工事着手前までに慎重な協議を重ね、最終協定書の締結を行ってまいりたいと考えております。

次に、最終処分場の埋立計画の担保についてとのお尋ねでございますが、最終処分場の埋立計画につきましては、平成22年3月に策定いたしました最終処分場施設整備基本計画

におきまして、計画埋立期間を平成28年度から平成42年度までの15年間とするとともに、年度別計画埋立量などを定めております。

今後、ごみ中間処理施設施設整備基本計画の策定を進める中で、埋立計画の変更も想定されますので、その場合は、柿ノ木平地区最終処分場施設設置に伴う周辺整備等委員会の皆様や構成市町村と協議してまいります。

次に、災害対策の強化について、想定される災害事故についてとのお尋ねでございますが、組合が整備いたします最終処分場につきましては、クローズドシステム型一般廃棄物最終処分場でございますので、周辺住民の皆様が安心して生活できるよう、安全面に十分配慮した施設としております。

なお、想定される災害といたしましては、地震等の自然災害や労働災害などがあると認識しております。

次に、災害対策を強化する考えはとのお尋ねでございますが、組合が整備いたします最終処分場につきましては、最終処分場施設整備基本計画において、貯留構造物など最高基準のレベルとしておりますが、多大な被害をもたらしました東北地方太平洋沖地震により、国において基準の見直しなどが考えられますので、今後、国の動向を見据えながら実施設計を行うとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく災害防止計画や施設維持管理計画の策定におきまして災害対策の強化に努めてまいります。

以上でございます。

**○13番 村上俊光議員** ご答弁ありがとうございます。それでは、若干ですけれども、確認のため再質問をさせていただきたいと思っております。こちらも非常時ということで、最小限にしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。まとめて3点ほどお伺いしますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず1点目になりますけれども、今後の手続として、生活環境影響調査の結果も出てくると思いますが、その評価を考慮しながら、事業を進めていただきたいと思います。

それとともに進められる最終処分場用地の保安林の法規制解除になりますけれども、この見通しについてどうなのか。1点目です。

続いて2点目になりますけれども、ご答弁の中で、埋立計画の変更も想定されると触れられておりますけれども、最終処分場に関しては、先ほども申し上げましたけれども、信頼関係のもと、覚書及び協定書も締結されたわけですけれども、基本計画で示された埋立計画が履行される、そういう思いで協定等も結ばれたんじゃないかなと思います。

大変日進月歩、著しく時代が変化している中で、今後進められていくごみの減量化・資源化新システムの推進、そして焼却技術の向上などによって環境負荷の低減が図られて、良質な埋立計画となれば理解されると思うんですけれども、それが期間が長くなったり量が多くなったりという負になっていくような埋立計画の変更であれば、住民理解もなかなか得られなくなってくるんじゃないかなと思いますけれども、そういったことに対しての見解をお伺いしたいと思います。

それと3点目になりますけれども、今回の大地震、大津波が大きく影響して大震災となったわけです。想定される災害として地震等の自然災害というご答弁でございますけれども、もう少し具体的にお伺いできればと思うんですけれども、地震が起こった場合にはいろいろ連鎖して災害が起こってくるわけです。土砂崩れとか土石流、また地盤沈下とか浸出水の流出とか、そういった面もあるかと思っておりますけれども、そうした点の認識について、もう少し詳しくお伺いできればと思います。用地のほうは山間地ということで、ほかの自然災害としても暴風雨、近年はゲリラ豪雨などとも言われておりますけれども、こういった点も含めて改めてお伺いをいたします。よろしくお伺いいたします。

**○篠崎雄司事務局長** まず1点目の保安林解除の関係でございますけれども、その前段というか、並行して進めております生活環境影響調査、これは今年度入らせていただきまして、引き続き23年度も実施させていただきます。

す。それで23年度末に終了の予定で現在進んでおります。

そして保安林解除の関係でございますが、今年度につきましては、県の関係機関と事務局のほうで調整を進めております。そうした中で、23年度には保安林解除申請書及び関係図書等の作成を業務委託で発注いたしました。県央地域県政総合センター、ここが窓口になります。ここで引き続き事前協議を進めた上で、23年度末には申請書を提出してまいりたいと考えております。

順調に行きますれば24年度中には許可の方向が出るのかなと考えておりますけれども、申請書を提出した先につきましては、県から国のほうに申達され、国の決定を受けというふうな手続になりますので、その点については、現在のところそのような見通しで進んでいるということでご理解いただければと思います。

2点目の埋立計画の変更ということでございますが、最終処分場の基本計画につきましては、平成21年度に地元の皆様にもご説明し、作成したところでございます。先ほどの小倉議員のご質問にもございましたが、現在、中間処理施設については、今ごみの減量化等でいろいろ構成市町村さんが頑張っているところがございますが、それらをもとに今後組合で作成してまいる形になります。

その前提といたしまして、厚木市が23年度に候補地を決定してまいるということでお聞きしておりますので、そういったしますとその後、組合のほうにその話が来まして、組合として中間処理施設をどこにするかという決定をしてまいります。そうすると、現在の予定でいきますと平成32年度稼働目標でございますので、それらに向けて、まず中間処理施設の施設整備基本計画をその後につくってまいることになりますので、その時点で想定されるごみ量を検討いたしまして、施設規模等を検討してまいります。現在の規模としては290トンでございますけれども、変更の可能性がございますので、そこで出る焼却残渣等

についても、今清川村さんをお願いしている最終処分場、全体で6万2000立米を15年間でお願いしてございますが、その内容についても変更の可能性があるということで考えております。変更の場合につきましては、先ほど管理者がご答弁申し上げましたとおり、また協議をさせていただく形になります。

それと3点目、今回の東北地方太平洋沖地震の関係で連日、原子力発電所の甚大な被害が報道されていますけれども、我々が今清川村さんに計画しております最終処分場の関係については、原子力発電所が稼働している施設でございますけれども、最終処分場については特にそういうふうな稼働するような施設ではございません。確かにその中に有害物質が含まれているのではないかとございまして、あと場所の関係も、今回の原発の関係については大津波の関係が被害が甚大だったというふうに理解しておりますので、今の計画地につきましては、地盤についても丹沢山系の岩の土質といたしますか、そういうふうなものであると認識しておりますので、あのような形にはならないのかなという認識でございます。

あとは想定されるのが土砂崩れ等あるかと思っておりますけれども、今定められている基準の中の一番強固な基準で考えております。それについても、先ほど管理者がご答弁申し上げましたとおり、基準の改定等があった場合にはそれについて対応していくという考え方でございます。

以上でございます。

**○13番 村上俊光議員** 保安林の解除、今後、中間処理施設の候補地の動向もございまして、この厚木愛甲環境施設組合、揺るぎなくやっていく前提であるならば、早目に保安林の解除がされていかなければ前へ進んでいきません。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

保安林の解除はなかなか難しい手続でもあります。でも、公益上の施設でございますけれども、組合としてだけではなく、構成自治体におかれましては後方支援ということで、

政治力を発揮していただいて、交渉を願いたいと思います。

第二東名も今つくられております。あそこも保安林がかなり多かっただけですけれども、でも、きちんと進んでおります。国や県の指導もあって、このようなごみ処理の広域化が進められております。よろしくお願いいいたしたいと思います。

また、最終処分場の建設、運営に当たっては、本当に地域住民や利害関係者の理解が不可欠だと思います。ぜひ信頼関係に努めていただきたいと思います。組合でなかなか時間がとれないとか、意思疎通がうまくいかないというようなことがあれば、別に調整機関を設けてもいいのではないかなと思うんですけども、本当に信頼関係があってこそだと思います。構想段階など早い段階から、ぜひ透明性の高い合意形成を図っていただきたいと思います。

そして災害対策のほうも、ここで従来の枠を超えた新たな基準も出てくると思います。最悪の場合も考えて対応してもらいたいと思います。これは中間処理施設建設についても同じ思いでございます。

最終処分場は15年の埋め立てということですが、その後も何十年と、やっぱり安定化のため維持管理をしていかなければならないわけです。基準以上の災害計画や施設維持管理計画の評価に努めていただきたいと思います。周辺では生涯にわたってかわらなければならない、背負わなければならない問題です。よろしくお願いいいたします。

また今回、本来は議員として公平公正な立場で議論しなければいけなかったんですけども、所属する自治体の課題としての最終処分場についてご議論させていただきまして、お許しをいただきたいと思います。

ただ、先行している清川村、ご承知のように90%近くが森林でもあります。利用できる土地は本当に少ないです。利用可能な貴重な土地を先人たちが守っているわけです。そこに最終処分場が整備されるわけでございます。厚木市さん、愛川町さん、清川村も小規

模基礎自治体ということで、大変いろんな面でお世話になっております。何とか礼を返さなければいけない。そういう思いで、断腸の思いで受け皿となった経緯もございます。ぜひそのような思いも受けとめていただきまして——村でも施設周辺の環境対策や地域振興という地元への還元策も別途取り組んでおります。ぜひとも村とのこうした面も連携して取り組んでいただきたいとお願いたします。

終わりになりますけれども、地方分権改革が進展していく中で、基礎自治体が単独ですべてを行っていくこと、本当に困難になりつつあります。いろいろな面で広域連携の模索が必要であると考えます。この組合も何のためにここまで時間をかけてきたのかを再認識させていただきまして、組合の方向性を一つにして、今後も1市1町1村を束ねて、厚木愛甲環境施設組合の事業目的が図られますようお願いいたします。

○松田則康議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 開議

○松田則康議長 再開いたします。

日程4「議案第1号 平成22年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 平成22年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1160万円を減額し、補正後の総額を9444万7000円とするとともに、継続費の変更を行うものでございます。

内容につきましては、先般、事務局長がご説明をさせていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○松田則康議長 質疑に入ります。

なお、ご質問の際は、申し合わせにより自席にて起立して行っていただくようお願いいたします。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程4「議案第1号 平成22年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

○松田則康議長 日程5「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

○小林常良管理者 平成23年度の予算及び諸案件のご審議をお願いするに当たり、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、私の組合運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

私たちが住む厚木市、愛川町、清川村は、丹沢山系の山並みや相模川、中津川及び小鮎川の清流など豊かな自然環境に恵まれ、私たちにとってかけがえのない財産となっておりますが、私たちの社会は、大量生産、大量消費の仕組みに支えられてきました。その結果、私たちは物質的な豊かさや便利さを手に入れましたが、その半面で、天然資源を浪費し、貴重な自然環境を失うなど、地球規模での環境問題を引き起こしてきました。

このような状況のもと、国におきましては、地球温暖化防止対策として温室効果ガス

の削減などに取り組むとともに、生物多様性が急速に失われつつある中で、生物多様性条約第10回締約国会議に向けた取り組みをまとめるほか、循環型社会構築に向けたビジネススタイル、ライフスタイルの変革を提言しております。また、市町村におきましても、それぞれ創意工夫を凝らしながら、これらの環境問題に積極的に取り組んでいるところであります。

本組合におきましても、こうした循環型社会の形成の一翼を担う、環境に配慮した施設整備を目指し、その役割を十分に認識しながら事業の推進に努めてまいりたいと考えます。

さて、平成23年度の予算編成に当たりましては、本組合の歳入の根幹をなす構成市町村の負担金について、引き続き市町村が厳しい財政状況にありますことから、限られた財源の効果的な配分と経費節減に努め、1億461万4000円の予算規模といたしました。

国の循環型社会形成推進交付金の活用により財源確保を図るとともに、歳出全般の抑制に努めながら、引き続き「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を二大施策として、ごみ処理広域化の早期実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

初めに、「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」の取り組みについてご説明いたします。

最終処分場につきましては、引き続き廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査を実施してまいりますとともに、保安林解除などの法規制の解除手続を進めてまいります。

また、ごみ中間処理施設につきましては、建設候補地の状況を見据えながら、(仮称)ごみ中間処理施設検討委員会を設置し、施設整備方針等の必要な事項を検討してまいります。

次に、「情報提供推進による事業の透明性

の確保」の取り組みについてご説明申し上げます。

今後、事業内容が具体化することに伴い、情報公開の重要性もさらに増してまいりますことから、組合広報紙やホームページの活用のほか、厚木愛甲環境施設組合事業懇話会の開催やエコスタディの実施により、住民の皆様が組合事業に対する理解と認識を深めていただけるよう、情報提供の推進と事業の透明性の確保に努めてまいります。

以上、平成23年度の組合運営に当たり、私の所信及び主要な施策を述べてまいりましたが、組合を設置して早いもので8年目を迎え、私にとりましても、2代目の管理者に就任し4年が経過したところでございますが、最終処分場につきましては、地域住民の皆様のご理解によりまして、具体的な事務手続に取り組んでおります。ごみ中間処理施設建設候補地の選定のほか、最終処分場につきましても、今後さまざまな課題が生じてくるものと思っておりますが、私は、これらの課題解決に当たりましては、厚木市、愛川町、清川村の3市町村の総力を結集し、全力でその責務を果たしてまいりたい所存であります。

最後になりますが、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を着実に推進し、最終処分場及びごみ中間処理施設が目標年度に稼働できるよう全身全霊を傾注して取り組んでまいりますので、住民の皆様並びに議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上でございます。

以上でございます。

○松田則康議長 以上で「管理者施政方針」の説明を終わります。

---

○松田則康議長 日程6「議案第2号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成23年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費、人件費等経常的経費及び情報提供推進事業費等の必要見込額を措置いたしましたものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億461万4000円となりました。

内容につきましては、先般、事務局長がご説明をさせていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○松田則康議長 質疑に入ります。――別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。――別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第2号 平成23年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

○松田則康議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成23年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

---

午前11時10分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 松田 則康  
議員 渡辺 基  
同 岩澤 敏雄